

副本

平成25年(ワ)第137号 表現の自由及び参政権侵害事件

原告 岩崎 信

被告 延岡市

答弁書

平成25年12月5日

宮崎地方裁判所延岡支部民事合議係 御中

〒880-0803

宮崎市旭1丁目8番14号 旭ビル4階

殿所哲法律事務所（送達場所）

電話 0985-24-4777

FAX 0985-24-4778

被告訴訟代理人 弁護士

殿 所 哲



同

山 下 秀 樹



同

笹 田 雄 介



第1 本案前の答弁

1 被告 「代表者 議会議長 佐藤 勉」に対する請求について

- (1) 原告の請求を却下する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める。



## 第2 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
  - 2 訴訟費用は原告の負担とする。
- との判決を求める。

## 第3 請求の原因に対する認否

被告において検討中である。追って準備書面を提出する。

## 第4 本案前の答弁について

本件訴訟は、国家賠償法に基づく損害賠償請求訴訟と思われるが、この場合、被告となるのは公共団体（国家賠償法第1条第1項）であり、普通地方公共団体を代表するのは、地方自治法第147条の規定により、当該普通地方公共団体の長である。

しかしながら、地方自治法第105条の2において「普通地方公共団体の議会又は議長の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、議長が当該普通地方公共団体を代表する。」と規定されていることから、訴状において、被告延岡市の代表者として「市長 首藤 正治」とともに「議會議長 佐藤 勉」が表示されているものと思われる。

この点について、地方自治法第105条の2の「普通地方公共団体を被告とする訴訟」は、同法第96条第1項第12号において「普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決…に係る同法（行政事件訴訟法）第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟」と定義されており、国家賠償法に基づく損害賠償請求訴訟と思われる本件訴訟はこの定義に該当しない。

したがって、本件訴訟には、地方自治法第105条の2の規定は適用されないことから、本件訴訟において被告延岡市を代表する者は、同法第147条の規定により、普通地方公共団体の長である「延岡市長 首藤 正治」

であり、「議会議長 佐藤 勉」は、本件訴訟において被告延岡市を代表する者ではない。

よって、「議会議長 佐藤 勉」を代表者とする訴えは却下されるべきである。

附 屬 書 類

- |         |    |
|---------|----|
| 1 訴訟委任状 | 2通 |
| 2 答弁書副本 | 1通 |